

令和4年度 未就学児の国民健康保険税が半額に



なぜ半額?

子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から、一律に未就学児の均等割額を2分の1に減額します。
法定軽減(所得に応じた軽減)が適用される世帯の未就学児は、軽減後の均等割額を2分の1に減額します。
★未就学児とは… 0歳児から、義務教育就学前の6歳児

どう変わる?

均等割額軽減イメージ(未就学児1人につき:年額)

	法定軽減(所得に応じた軽減)あり世帯			法定軽減なし世帯
	7割軽減	5割軽減	2割軽減	—
法定軽減額	2万4360円	1万7400円	6960円	1万7400円
未就学児軽減額	5220円	8700円	1万3920円	1万7400円
納付額	5220円	8700円	1万3920円	1万7400円

※詳しくは4ページをご覧ください。

相談できます



新型コロナウイルス感染症に対する支援策

仕事を休み、給与が支払われなかった人へ【傷病手当金の支給】



新型コロナウイルス感染症の感染などにより国民健康保険の被保険者が、仕事を休んだことで、給与等の支払いが受けられなかった場合、傷病手当金を支給します。

- 支給要件 ①～③全てに該当する人
- ①勤務先から給与等の支払いを受けている被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いによる療養のため、労務ができなかった期間が連続して4日以上ある
 - ③上記②により、受けられなかった給与等がある

■支給対象となる日数
労務に服することができなかった期間(4日目から復帰するまでの期間のうち、就労を予定していた日数)

無料

特定健診

気が付かないうちに進行する生活習慣病。重症化予防のため、血液検査や尿検査で健康をチェックします。年1回、自分の体の声を聴いてみるチャンスです。忘れないうちに、予約が埋まる前に、早い時期の受診がオススメです。

- 受診対象者
草加市国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人
- 受診期間
6月1日(水)～12月16日(金)
対象者には5月下旬に受診券を発送
- 受診できる医療機関
市内の58医療機関(受診券の裏面をご確認ください)

40代～50代の受診率

20.8%

健康チェックを習慣にしませんか?

国民健康保険税の支払いが困難な人へ【保険税の減免申請】



新型コロナウイルス感染症の影響により次の基準等に該当する場合は、申請により、国民健康保険税の全部または一部が減免される場合があります。

- 支給要件 ①または②に該当する世帯
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
 - ②被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年に比べ著しく減少した場合で、次の要件にすべて該当する世帯(4ページ特例対象被保険者に該当するものを除く)
 - ・令和4年の事業・給与・不動産・山林収入が令和3年に比べ10分の3以上減少する見込みである
 - ・令和3年の所得合計が1000万円以下
 - ・収入減少が見込まれる所得以外の令和3年の所得合計が400万円以下

もくじ

- ◆国保に入るとき、やめるときなど・・・2ページ上段
- ◆国保で受けられる給付・・・2ページ下段
- ◆医療費が高額になったとき・・・3ページ
- ◆保険税の納め方など・・・4ページ